

# しんきんレポートプラン（無担保住宅）商品概要説明書

平成 28 年 4 月 1 日現在

商品名	しんきんレポートプラン（無担保住宅）						
ご利用いただける方	<p>・ 次のすべての条件を満たしている方</p> <p>(1) 満 20 歳以上の方</p> <p>(2) 安定継続した収入のある方</p> <p>(3) ①お申込時点または貸付実行日時点において、当金庫の保証会社付自動車関連ローン 又はしんきん保証基金付の教育ローン・リフォームローン・レポートローン・住宅 ローンの利用状況が下記条件のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 完済して 3 年以内の方</li> <li>◆ 返済実績が 6 ヶ月以上あり返済に遅れない方</li> </ul> <p>②しんきん保証基金付カードローンを契約中、または新規契約する方</p> <p>(4) しんきん保証基金の保証を受けられる方</p> <p>(5) 当金庫の会員となれる方</p> <p>①当金庫の地区内に住所または居所を有する方</p> <p>②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方</p> <p>上記条件のいずれかに該当する方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることが可能です。なお、会員となっていたりいただかなくとも、ご融資させていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。</p>						
お使いみち	<p>・ 申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金が対象です。</p> <p>(1) 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、およびそれに伴う諸費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※上記(1)に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可(ただし、(1)と合わせた申込みで 100 万円まで)</li> <li>※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入を対象とします。</li> <li>※上記(1)にかかる住宅ローンの不足資金は対象外です。</li> <li>※上記(1)は申込時時点で、支払日から 3 ヶ月以内のものに限り支払済資金(売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可</li> </ul> <p>(2) 申込人が(1)を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローン(無担保)の借換え資金</p> <p>(3) 申込人が(1)を用途として当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの(借換え直前 3 ヶ月の約定返済で、3 営業日以上履行遅滞が 1 度もないものに限る)の借換え資金</p> <p>(4) (2) (3)と併用するリフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う費用</p>						
ご融資限度額	<p>・ 2,000 万円以内(お申込金額は 1 万円以上 1 万円単位とし、1 万円未満の金額があるときは万円単位まで切り上げることができます。)</p> <p>※お申込金額と当金庫および他の信用金庫での基金保証付個人ローン既往残高の合計額およびカードローンご融資限度額のすべての合計額が 3,000 万円を超えることはできません。</p>						
ご融資期間	<p>・ 25 年以内(ご融資日から 25 年目の応当日の属する月の末日までを限度とします。)</p>						
ご融資利率	<p>(1) 変動金利型</p> <p>ご融資金利は当金庫の短期貸出最優遇金利に連動した当金庫が定める基準金利に、当初決定した上乗せ利率を加算いたします。</p> <p>①融資金利変更の基準日・実施日</p> <p>以下の「基準日」にご融資金利の見直しを行い、当金庫の短期貸出最優遇金利を金利変更の基準とし、同じ幅だけご融資金利が上下します。</p> <table border="1" data-bbox="419 1861 1265 1980"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>実施日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 月 1 日</td> <td>同年 7 月のご返済分から変更となります</td> </tr> <tr> <td>10 月 1 日</td> <td>翌年 1 月のご返済分から変更となります</td> </tr> </tbody> </table>	基準日	実施日	4 月 1 日	同年 7 月のご返済分から変更となります	10 月 1 日	翌年 1 月のご返済分から変更となります
基準日	実施日						
4 月 1 日	同年 7 月のご返済分から変更となります						
10 月 1 日	翌年 1 月のご返済分から変更となります						

次頁につづきます。

	<p>②ご返済額の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の返済額（元金＋借入利息）は、5年目までは一定です。</li> <li>・金利変更基準日を経過するたび（5年ごと）に、新金利、残存元金、残存期間等に基づき次回見直しまでの毎月返済額を決定します。その際、変更後の毎月返済額が増額する場合は、1.25倍を上限とします。（減額の場合は制限ありません）</li> </ul> <p>③最終回返済日の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間の返済額一定期間中、または5年経過ごとの見直しで、利息分が変更後のご返済額を上回る場合、上回る利息分（未払利息）は、原則として最終返済日に一括してご返済いただきます。</li> <li>◆ 固定金利・変動金利選択型への変更 固定金利・変動金利選択型には変更できません。</li> </ul> <p>(2)固定金利・変動金利選択型</p> <p>当初お申込時に、3年、5年、10年、のいずれかの固定金利特約期間を選択いただき、終了後には繰り返し固定金利または変動金利の選択をしていただきます。</p> <p>①固定金利特約期間終了後の金利選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初固定金利特約期間終了後の金利は、その時点での基準金利となります。</li> <li>・固定期間中の変更はできません</li> <li>◆ 変動金利への変更 固定金利を選択する旨の申し出がなかった場合は、変動金利となります。</li> </ul> <p>【住宅ローン適用金利】</p> <p>適用金利については、当金庫住宅ローン金利チラシまたはホームページに掲載しております。また、ローン実行時までに次の全てを満たす方が当金庫住宅ローン適用金利の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 給与振込・年金振込または5大公共料金の自動支払を3項目以上ご契約のある方</li> <li>* しんきんカードローン（きゃっするカードローン含む）またはしんきんVISA・JCBカードのご契約のある方</li> </ul>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月元利均等返済または元金均等割賦返済</li> <li>・ご融資金額の50%までボーナス月加算返済もできます。</li> <li>・元金返済の据え置き期間は6ヵ月以内</li> <li>・具体的な返済額は、窓口でお申し出いただければ試算いたします。</li> </ul>
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しんきん保証基金が保証しますので、必要ありません。</li> </ul>
保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご融資利率に別途保証料0.54%が加算となります。</li> </ul>
取扱手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・32,400円（ご融資実行時）</li> </ul>
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫指定の団体信用生命保険にご加入いただけます。なお、保険料については金利に含まれております。</li> <li>※ご融資金額が1,000万円超の場合は、団体信用生命保険の加入が条件となります。</li> <li>※申込時の年齢が70歳未満の方で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方が対象です。</li> </ul>
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス室（9時～17時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客様にもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>現地調停</b> 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。例) 長野県弁護士会で現地調停を行う。</li> <li>・ <b>移管調停</b> 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例) 愛知県弁護士会に移管調停する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査の結果ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・商品内容の詳細につきましては、窓口・営業係にお問い合わせください。</li> </ul>